

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証・減額認定証の一斉更新について～

▶**保険証が新しくなります**
現在使用している保険証は、平成29年7月31日に有効期限を迎え8月以降は使用できなくなります。
7月中旬に新しい保険証を送付しますので、8月以降は**黄色の保険証**をご使用ください。
※新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。
※紛失したときや汚れたときは、再交付しますのでお申し出ください。
▶**減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)が新しくなります**
現在ご使用の減額認定証は、平成29年7月31日に有効期限を迎え8月以降は使用できなくなります。
引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証を送付しますので、8月以降は**橙色の減額認定証**をご使用ください。
新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、住民生活課国保医療係へ申請してください。
※有効期間は、保険証と同じく1年間です。

次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方が減額認定証の交付対象です。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給している方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税の方

問 北海道後期高齢者医療広域連合(☎011-290-5601)
住民生活課国保医療係(☎54-6602)

夏季プレミアム付き商品券を販売します

幕別町商工会では、消費拡大による地域経済の活性化を図ることを目的に「プレミアム付き商品券」を予約販売します。

▶**販売額** 1セット5,000円(1,000円券6枚入)
▶**購入限度** 1人6セットまで
▶**予約申込期限** 7月10日㊤まで(当日消印有効)
▶**申込方法**
新聞折込チラシにある予約申し込みはがきを郵送、または幕別町商工会本所(札内事務所、忠類事務所を含む)に備え付けの申込書を提出してください。
▶**商品券利用期間** 8月1日㊤～10月31日㊤
▶**商品券取扱加盟店(事業所)**
町・商工会ホームページ、新聞折込チラシ等でお知らせします。
▶**商品券販売セット総数** 4,000セット
▶**注意事項**
①予約申し込みは1人1回です。
②販売予定セット以上の申し込みがあった場合は抽選で当選者を決定し、当選者に商品券購入引換券を郵送します。個別の当落選確認、到達確認はできません。

③商品券との引換は、予約申込書に記載した会場へ商品券購入引換券および購入代金を持参し、引換を行っていただきます。
幕別町商工会本所 ※土・日曜は除く
8月1日㊤～8日㊤ 午前10時～午後5時
幕別町商工会札内事務所
8月3日㊤～4日㊤ 午前10時～午後5時
幕別町商工会忠類事務所
8月3日㊤～4日㊤ 午前10時～午後5時
▶**商品券の利用について**
①本事業に加盟登録している事業所のみ利用できます。(一昨年利用可能だった大型店は利用できません。)
②つり銭は出ません。また、店舗の特定商品、金券等の購入ができないなど利用制限があります。
▶**その他**
冬季プレミアム付商品券は10月初旬の申込を予定しています。(利用可能期間11月1日㊤～2月28日㊤)
問・申 幕別町商工会(☎54-2703)

新しい保険証の色は黄色です

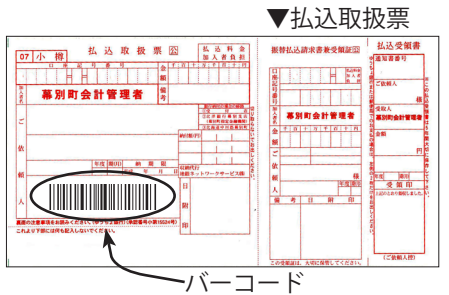
新しい減額認定証の色は橙色です

コンビニエンスストアで町税・使用料等を納付される方へ

平成29年5月31日㊤から6月12日㊤までに発送した「納税・納入通知書に添付している払込取扱票」で、印刷機の不具合によりコンビニエンスストアを利用して納付する際に使用するバーコードの印字が、読み取りできない場合があることが判明しました。
大変ご迷惑をおかけし申し訳ありませんが、コンビニエンスストアを利用して納付を予定されている方には、「納税・納入通知書に添付している払込取扱票」を再交付いたしますので、税務課までご連絡ください。
役場窓口、金融機関、郵便局で納付を予定している方は、送付している払込取扱票で納付することができます。

対象となる町税・使用料等	納期及び月分
町道民税、固定資産税	第1期から第4期
軽自動車税	第1期
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料	第1期から第8期
上下水道使用料、個別排水処理施設使用料、給食費	5月分

問 税務課(☎54-6603・6604)



建築・土木技術職員採用資格試験(平成30年4月1日採用予定)

◆採用予定職種、採用人数 建築技術職員1人、土木技術職員1人
◆受験資格

職 種	建築技術職員	土木技術職員
受 験 資 格	① 昭和52年4月2日以降に生まれた方	昭和62年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方
	② 一級建築士の資格を有する方	◆学校教育法による高等学校、短期大学(高等専門学校、専修学校、各種学校の2年制以上)、大学で土木の専門課程を専攻し卒業した方 ◆学校教育法による大学で土木の専門課程を専攻し、平成30年3月に卒業見込みの方
	③ 普通自動車運転免許を取得、または平成30年3月末日までに取得見込みの方	
	④ 日本国籍を有し、地方公務員法第16条の各号に該当しない方	

◆**試験方法**
適性検査・面接試験 ※適性検査は、主として性格・特徴、意欲・態度やストレス傾向等に関する検査を行います。
◆**試験日・場所** 平成29年8月6日㊤ 幕別町役場
◆**合格から採用まで**
試験結果については、1週間程度で通知します。また、試験合格者には、後日行う健康診断などにより採否を決定します。
◆**申込書の入手方法**
①総務課に直接または郵便で請求できます。郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と「受験希望職

種」を朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒(A4用紙が折らずに入るもの)を同封してください。
②町ホームページから様式をプリントアウトできます。A4用紙に両面印刷してください。(トップページ>新着情報>建築・土木技術職員採用資格試験(平成30年4月1日採用予定))
◆**申込書受付期間**
7月3日㊤～7月21日㊤ ※当日消印有効
問・申 総務課総務係
(〒089-0692幕別町本町130番地1・☎54-6608)

国民健康保険高齢者受給者証を更新します

国民健康保険に加入している70歳以上の方に交付している**高齢受給者証**は、7月31日に有効期限を迎えます。
新しい高齢受給者証を7月中旬に送付しますので、8月以降に病院等にかかるときは、更新後の受給者証を窓口で提示してください。
※新しい受給者証の有効期限は、平成30年7月31日までです。
※75歳に達し、後期高齢者医療制度の適用となる方は、有効期限が誕生日の前日までとなります。
問 住民生活課国保医療係(☎54-6602)

お知らせ

7月の人権相談・行政相談

▶人権相談【札内会場】

人権擁護委員：

赤石 裕元さん、佐藤 晋さん

日 7月19日※ 午後1時～午後3時

所 札内コミュニティプラザ会議室 4

【忠類会場】

人権擁護委員：

酒井 幸子さん、前川 満博さん

日 7月19日※ 午前10時～正午

所 ふれあいセンター福寿

▶行政相談【札内会場】

行政相談委員：松本 茂敏さん

日 7月19日※ 午後1時～午後3時

所 札内コミュニティプラザ会議室 3

問 住民生活課住民活動支援係

(☎☎54-6602)

ふるさと味覚工房
臨時休館のお知らせ

排水設備の修繕のため、下記の期間で臨時休館いたします。

日 7月31日(月)～8月11日(金)

問 農業振興公社 (☎☎57-2711)

町民見学会

(ととろ～ど、いちご園、幕別ダム、
札内コミュニティプラザ)

今年度の町民見学会は、魚道観察室ととろ～ど、まくべついちご園、幕別ダム、今年4月にオープンした札内コミュニティプラザを見学します。

日 7月28日(金) 午後0時30分～

定 30人 ※先着順

¥ 中学生以上840円、子ども630円

(いちご園入園料／当日納入)

対 町内在住の方

内 12:30 忠類総合支所発

13:20 町民会館発

13:35 札内コミュニティプラザ発

13:50 ととろ～ど見学

14:20 まくべついちご園(相川)

15:40 幕別ダム見学

16:30 札内コミュニティプラザ見学

17:00 町民開館着

17:40 忠類総合支所着

期 7月20日(土)まで

他 電話で申し込んでください。

問・申 政策推進課 (☎☎54-6610)

国民年金保険料免除等の
申請受付

国民年金保険料免除制度、若年者納付猶予制度の申請受付を開始します。失業等の理由で国民年金保険料の支払いが困難な場合はご相談ください。
※ 2年1カ月前の月まで遡って申請が可能です。

※ 保険料未納期間のある状況で、障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることがあります。

▶申請受付開始日 7月3日(月)

▶対象期間

平成29年7月分～平成30年6月分

所 住民生活課、忠類総合支所、札内支所

問 住民生活課住民係 (☎☎54-6602)

平和と非核を願って
原爆パネル展

平和非核宣言の町として、核兵器のない平和で安全な世界の実現を願い、原爆パネル展を開催します。

日 8月2日(水)～8月9日(水)

所 忠類コミュニティセンター1階ロビー

問 総務課総務係 (☎☎54-6608)

犬を飼っている方へのお願い

犬の適切な飼育は条例に定められており、改善がない場合は罰金等の処置があります。

飼い主の方は、必ずマナーを守りましょう。

① 放し飼いは禁止されていますので、必ずリードをつけましょう。

② 散歩途中の「ふん」は、必ず持ち帰りましょう。

③ むだ吠えやマーキングをしないようにしつけましょう。

④ 飼っている場所は、清潔にするように心がけましょう。

⑤ 最後まで責任をもって飼いましょう。

問 防災環境課地域環境係

(☎☎54-6601)

忠類総合支所地域振興課

(☎☎8-2111)

子ども110番の家

子ども110番の家は、子どもが誘拐や暴力、自然災害などの身の危険を感じたときに、助けを求めることができる緊急の避難所です。

現在、町内では地域の皆さんの協力により、約220か所登録されています。家庭でも、通学路や近所にある子ども110番の家の確認と、緊急時はすぐに駆け込み、「いつ・どこで・何があったか」を伝えられるように、子どもへの指導をお願いします。

旗を設置していただける家庭や事業所を随時募集していますので、協力いただける方はご連絡ください。

問 防災環境課交通防犯係 (☎☎54-6601)

健康づくりアンケートを
実施します

健康づくりのための計画「第2期まくべつ健康21」を見直すために、アンケート調査を実施します。

日 7月10日(月)～7月31日(月)

対 無作為に抽出した20歳以上の方2,000人

問 保健課健康推進係 (☎☎54-3811)

いつまでも若い脳を保ちましょう
脳力テスト

「脳力テスト」で5つの脳機能について確認し、現在の自分の「脳力」を知りましょう。認知症の前駆的な段階「軽度認知障害」の時期に脳機能を鍛えることが認知症の予防につながります。

日 ① 8月8日(火) 午前10時～午前11時30分

② 8月10日(木) 午前10時～午前11時30分

【結果説明会】

① 8月22日(火) ② 8月24日(木)

所 ① 札内コミュニティプラザ集会所

② 保健福祉センター

定 ① 80人 ② 50人

対 65歳以上の町民

(認知症と診断されていない方)

期 8月2日(土)まで

問・申 保健課高齢者支援係

(☎☎54-3812)

各種医療費の助成制度について

町では健康の保持と福祉の増進を目的として、医療費(自己負担額)の全部または一部の助成を行っています。

◆制度の対象者

各制度の対象要件のいずれかに当てはまり、該当する本人と該当者の生計を主に維持している方の平成28年中の所得が一定未満の方(下表参照)

重度心身障害者医療費

① 身体障害者手帳の1級、2級、または3級(内部障害の方のみ)の交付を受けている方

② 療育手帳のA判定を受けている方、または医師から重度の知的障害と判定された方

③ 精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている方

※ 65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度に加入しなければ対象になりません。

ひとり親家庭等医療費

① 配偶者のいない母または父で、18歳未満の子を扶養、監護している方、または18歳以上20歳未満の子を扶養している方

② ひとり親家庭の母または父に扶養、監護され、または両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満の方

③ ひとり親家庭の母または父に扶養され、または両親の死亡、行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳以上20歳未満の方

子ども医療費

中学校卒業(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子ども
※ 所得制限はありません。

受給者証の更新について

前年の所得による資格の判定を行うため、提出いただいている同意書に基づいて所得等の確認を行い、対象となる方には7月中旬に新たな受給者証をお送りします。

生計維持者が町外にお住まいの場合など、所得の確認がこちらでできないときは、別途更新の手続きをお願いすることがあります。

詳細はお問い合わせください。

問 住民生活課国保医療係 (☎☎54-6602)



気象警報が変わります

気象庁では、気象警報の4つの改善を予定しています。

改善した情報は、7月上旬から気象庁ホームページでご覧いただけます。

① 5日先までの大雨警報等の発表の可能性を[高][中]の2段階で提供

② 警報・注意報の発表時に、最大24時間先までの危険度の予想を色分け表示して提供

③ これまで大雨・洪水警報等の発表基準に用いてきた雨量に代えて、災害発生との結びつきが強い「指数」(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)を用いて、よりの確な警報・注意報を提供

④ 大雨・洪水警報が発表されたときに、どこで実際に危険度が高まっているのかを地図上に色分け表示して提供

問 釧路地方気象台 (☎0154-31-5146)

お詫びと訂正

6月1日発行の広報まくべつ6月号「まちのわだい」の記事において、下記に誤りがありました。

▶ 災害用給水パック寄贈の会社名

正しくは、「ナカムラ技建(株)」です。

▶ 叙勲受章者氏名

正しくは、「本保証喜さん」です。

以上のように訂正させていただき、お詫び申し上げます。

食品ロスを減らしましょう

食べられるのに捨てられてしまう食品のことを「食品ロス」といいます。国内で年間500万～800万トン捨てられていると推計され、年間のお米収穫量とほぼ同じ量といわれています。食べ物やゴミの削減にもつながります。食品ロスを減らすことは、無駄使いやゴミの削減にもつながります。「もったいない」という意識を持ち、出来ることから始めましょう。

① 買い物前に冷蔵庫を確認し、必要な食材だけを買います。

② 残ってる食材から調理し、作りすぎたら冷凍保存しましょう。

③ 外食時は、食べられる量だけを注文しましょう。

④ 宴会では、乾杯後30分と解散前10分を料理を楽しむ時間にしましょう。

問 防災環境課地域環境係 (☎☎54-6601)